



光多 長溫

都市化研究公室理事長

わが国においては、土地の売買は自由だし、道路用地の買収に行政が苦労しているし、再開発の権利調整には膨大な時間がかかるケースが多い。空き地を規制することは難しいし、地上及び地下の所有権の及ぶ範囲についても法制化されてい る。

われわれはこれらを当然のこととしているが、諸外国と比べてわが国の土地所有権の強さは際立つている。

土地制度は歴史の産物でもあるし、各国それぞれである。その中で、ヨーロッパ諸国 土地所有制度はわが国とはかなり異なる。第一に土地は利用するためには

る、利用するものが保有する（利用権を持つ）と
いう考え方方が強いことである。

イギリスにおいては、
(最近ではフリーホール

族階級が所有していた土地を市民が獲得したことから絶対的所有権に固執するが、空き地について種々の抑制策がある。

よつた歴史的背景があるのであらうか。

時代前期からデベロッパーとして、特に町屋の開発プロジェクトを手掛けっていたという。大阪淀屋による米の先物取引といい、江戸における三井家

しかし、総局、土地基本法（1990年）において、土地所有権についての大きな変更はなされなかつた。

土地所有権の系譜

ドヤリースホールドといった形態があるが) 伝統的に王室や貴族が所有権を持ち、施設を建設するものが利用権を持つという考え方が強く、土地建物一体で一つの不動産となる。ドイツもワイマー憲法以来、所有権と利用権という二層制を取る。

フランスは、フランスにおいてもこれまで貴

等の商業性と都市計画上の公共性のバランスを取っていること、即ち、公共性の事由により土地の所有権、利用権を一定程度制約する考え方が強いことである。

ドイツにおいては地区計画により建築や建物の仕様変更には地域の同意が必要である。絶対的所

有権に固執するフランスにおいても、再開発が必

ておられる九州大学大学院経済学研究院鷲崎俊太郎准教授によると、江戸時代前期には、名主立ち会いの下で、沽券（土地の売買契約書）が作られており、土地の所有権を明確にし、賃貸、担保（質）、登記といったことが行われていた。

の不動産開発といふ。戸時代はビジネス感覚溢れた時代であつたようである。

この土地所有権の絶対性は、戦後の高度経済成長期において、土地資本主義とも言われる中で更に強固となつた。これがバブル経済の一因ともなつたこともあり、バブル経済崩壊に至る段階から土地所有権のあり方に

市計画の強制力とも関連する。
現在、空き地空き家問題が深刻な社会問題となつてゐる中で、土地の商業性と公共性とのバランスや土地の所有と利用のあり方等、わが国土地所有権のあり方について息の長い議論をしていくことが必要ではなかろうか。

必要な地域を協議整備地域（ZAC）として指定し、
収用等により公共性を優先させる。

は、明暦の大火（1657年）以降であり、このスキームが全国に展開されていった。土地所有権

いて議論がなされた。特に憲法第二十九条第二項の「財産権の内容は、公